

# あなたの



# をお寄せください

## 男女共同参画推進施策に 関する意見の申出

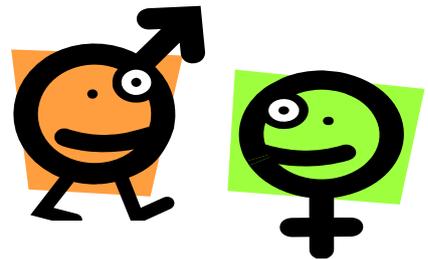
宇都宮市男女共同参画推進条例第13条  
に基づき、男女共同参画の推進に関する  
施策について、意見の申出ができます

## 申出ができること

- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見の申出（苦情や提言）ができます。
- 裁判所において係争中の事案などや個々の市職員の言動，許認可，審査，個々の民事間における苦情などは申出の対象になりません。

## 申出ができるかた

- 市内に住所を有する方
- 市内に通勤または通学している方
- 市内の事業所・団体



## 申出への対応

- 意見の申出は市長が受けます。
- 市長は意見の申出への対応について，必要に応じ宇都宮市男女共同参画審議会に意見を聴きます。
- 審議会は，意見の申出への対応について意見を述べます。
- 市長は，審議会の意見をふまえ，対応を決定し申出人に回答します。

## 男女共同参画審議会の役割

- 宇都宮市男女共同参画審議会は、宇都宮市男女共同参画推進条例に基づき設置されている機関です。
- 審議会は、市長からの求めに応じ、意見の申出への対応について客観的な検討をし、第三者の立場から意見を述べます。

## 申出のしかた

- 男女共同参画に関する施策について意見を申し出るときは、このリーフレット添付の「意見申出書」（別記様式1）により申し出てください。裏面に記載方法がありますので参考にしてください。なお、「意見申出書」は、市役所男女共同参画課、男女共同参画推進センター（明保野町）に備え付けてあるほか、市ホームページからも入手できます。

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/machizukuri/kyodosankaku/002738.html>

- 「意見申出書」は、市役所男女共同参画課と男女共同参画推進センターで受け付けます。持参または郵送、FAX、E-mailでどうぞ。



宇都宮市 市民生活部 男女共同参画課

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5

TEL: 028-632-2346 FAX: 028-632-2347

E-mail: [u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp)

男女共同参画推進センター

〒320-0845 宇都宮市明保野町7-1

TEL: 028-636-4071 FAX: 028-636-4079

## 意見申出書

平成 年 月 日

宇都宮市長宛

(申出人) 郵便番号 ー

住所 法人その他の団体にあつては事務所又は  
事業所の所在地氏名 法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名

電話番号 ( ) ー

宇都宮市男女共同参画推進条例第13条第1項により、次のとおり申出をします。

申出の理由	市に意見を申し出る理由を簡潔に記入してください。 <u>・市の事業や取り組みについて、改善してもらいたいことや提言など。</u>
申出の概要	内容を具体的に記入してください。 <u>・いつ、どこで、どんなことがあったのか、なぜ、男女共同参画の推進に影響を及ぼすのかを記入してください。</u>
関係する市の部署等の名称	
他の機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない 該当□にレ点を記入してください。 相談等をしている場合は、具体的に記入してください。 <u>・法務局、人権擁護委員、雇用均等室、警察署、県などに相談の場合は、その時期、内容などを記入してください。</u> <u>・訴訟、不服審査請求、陳情などを行った又は行っている場合も、同様に記入してください。</u>
配慮を望む事項等	<u>市から連絡をする際に都合の良い時間帯や連絡方法の指定などで、特に配慮が必要な事項がある場合は記入してください。</u>

